

## 「第四次循環型社会形成推進基本計画（案）」に関する意見

「第四次循環型社会形成推進基本計画（案）」に関する意見を下記のとおり提出します。

- ・意見提出者名：容器包装の3Rを進める全国ネットワーク 代表者 運営委員長 須田晴海  
本件担当者 副運営委員長 中井八千代
- ・住所：東京都千代田区一番町9-7 一番町村上ビル6F 市民運動全国センター内
- ・TEL 03-3234-3844 FAX 03-3263-9463 メール reuse@citizens-i.org

### 【意見1】

(p3-11行目)「中国などの新興国の影響による課題発生が指摘されている」箇所

(意見) 2017年末、中国は廃プラや古紙の輸入を禁止しました。

今後、コンビニや自動販売機などで回収されたペットボトルのリサイクルが滞り、国内循環にマイナスの影響をもたらす懸念があります。このような影響に対する対策も課題であることを盛り込むべきです。

### 【意見2】

(p30-10行目)「代表指標を補助する指標を設定し、可能な範囲で数値目標を設定する」箇所

(意見) SDGsのターゲット12.5においては、「2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。」と明記されています。

また、循環型社会形成推進基本法は、個別リサイクル法の上位法であり、第四次基本計画においても数値目標を設定することが推奨されています。

この点、別紙2において、容器包装についての「リサイクル率目標」が明記されていないことは不備があると言わざるを得ません。早期に数値目標を掲げることを課題として明記すべきです。

### 【意見3】

(p36-22行目)「リユース市場規模などを代表指標とする」箇所

(意見) ライフスタイル全体に係わる新しい指標の設定を支持します。

別紙2にある、「びんのリユース率」や「グリーン購入実施率」の数値目標が空欄となっていますので、ぜひとも設定することを要望します。

### 【意見4】

(p44-33行目)「ペットボトルの海域への流出防止を地方公共団体の役割としている」箇所

(意見) 散乱するペットボトルなどの河川や海域への発生抑制対策を、地方公共団体の役割とするべきではありません。

基本的に、「生産・販売する事業者と購入する消費者が、ペットボトルなどの河川や海域

への発生抑制の対策を担う」ようにすべきです。

この6月には、ペットボトルを使用したノンアルコールビールが、コンビニで販売されようとしており、ますますペットボトルが散乱することが強く懸念されます。

マイクロプラスチック対策をよりいっそう強化するためにも、当事者の責任を問うことが求められています。

#### 【意見5】

(p53-31行目)「紙おむつのリサイクルについて、ガイドラインの策定等を行なう」箇所  
(意見) 高齢化社会の進展を踏まえれば重要なことだと思いますので、評価いたします。

他方、国土交通省は「下水道への紙オムツ受入実現に向けた検討会」を立ち上げて、下水道を通じた紙オムツの処理についての実験についての検討を始めました。

これが実施されると、合流式下水道の多い都市部からマイクロプラスチックを海洋に拡散させるだけでなく、消費者の環境マインドをますます低下させることにつながりかねません。

環境省は、このような検討が安易に進められないようにきちんと働きかけるべきであり、既に先進的に取り組まれている「紙おむつリサイクル」を広報することが求められます。そして、持続可能な循環型システムが社会に広まるように、しっかりとしたガイドラインの策定を望みます。

以上